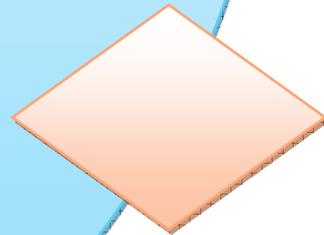
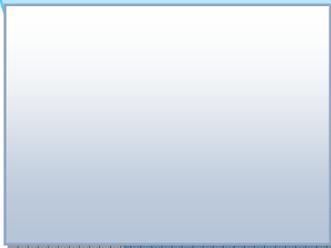
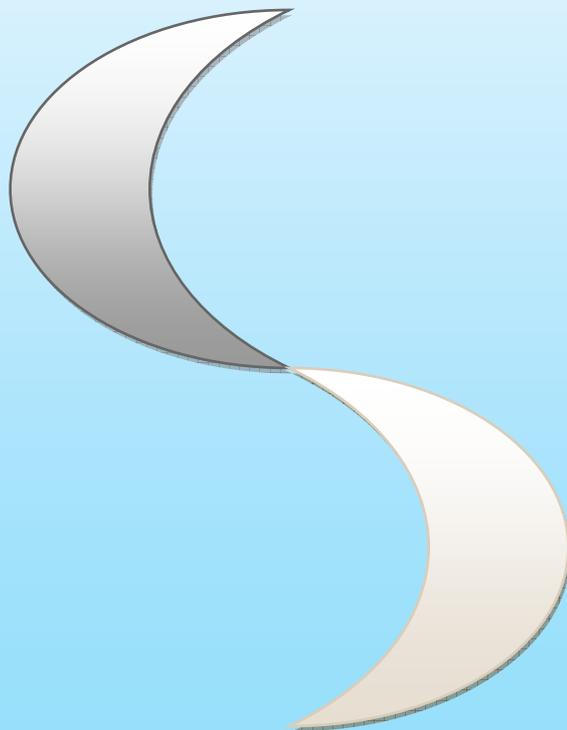


**JR 南船橋駅南口市有地における
特別養護老人ホーム等整備事業者募集要項**



船橋市役所

健康・高齢部 高齢者福祉課

令和4年6月13日

船橋市では、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように特別養護老人ホームの整備を進めています。

市の南部圏域においては整備可能な面積の土地を確保することが難しく、地価水準も高いこと等により、これまでの公募では特別養護老人ホームが整備されませんでした。JR南船橋駅南口市有地において福祉ゾーンとしている土地の一部を貸し付けることにより、特別養護老人ホームを中核とした「地域の介護サービスの拠点」の整備を図ることといたしました。

今回の事業は、市の介護保険事業施策の指針となる「船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）」に基づく特別養護老人ホーム等を選定するための公募型プロポーザル方式とします。

1. 用地の概要

(1) 敷地について

| | |
|------------|---|
| 所在地 | 船橋市若松2丁目1番15 (「参考資料1」位置図を参照してください。) |
| 土地面積 | 4,000.09㎡ |
| 建ぺい率/容積率 | 60%/200% |
| 都市計画等による制限 | 第1種住居地域・第2種高度地区(高さ制限31m) (南船橋駅南口地区地区計画の区域内です。地区計画については、「参考資料2」地区計画計画書を参照してください。) |
| 現況 | 更地 |
| 地目 | 宅地 |
| 接道 | 北側 道路幅 7.5m(歩道2.5m・車道5m) 東側 道路幅 9.5m(歩道2.5m・車道7m) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・南側には、児童相談所を建築する予定です。 ・上記児童相談所と工事が並行して行われる可能性があります。 ・隣接するJR南船橋駅南口市有地では令和5年9月まで道路工事が行われる予定です。道路未供用の間でも、工事車両等が道路工事区域内を通行することは可能ですが、道路工事事業者との調整が必要となります。調整にあたっては、JR南船橋駅南口市有地活用事業に係る工事の連絡調整会議が毎月開催されているので、当該会議に参加し関係者と協議してください。(「参考資料3」参考図面一式を参照してください。) ・建築基準法における接道要件は、同法第42条第1項第4号の指定により満たしています。 ・周辺の住環境等には、十分な配慮をお願いします。 ・災害(水害等)に対する安全性の確保をお願いします。 ・北側道路に面する敷地において幅員2mの歩道状空地を整備すること。 |

| | |
|--|---|
| | <p>また、借地期間中の維持・管理も事業者にて行うこと。なお、歩道状空地は一般に開放するものとし、通行の妨げになるような工作物等は設置できません。（別々に市が設ける予定の独立行政法人都市再生機構様敷地内通路と接続することになります。「参考資料4」歩道状空地を参照ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種インフラ（電気、ガス、上下水道など）の引込みは、東側道路からとなります。 ・各種インフラ（電気、ガス、上下水道など）の利用にあたって発生する費用（負担金・使用料等）は、設置運営事業者にて負担すること。 ・隣接するJR南船橋駅南口市有地にて商業施設を運営する事業者にて、エリアマネジメント活動が行われる予定ですので、ご協力をお願いします。 |
|--|---|

2. 整備内容について

(1) 必須事業

- (ア) 特別養護老人ホーム 80床以上100床以下
居室形態は従来型(多床室)、従来型(多床室)とユニット型の併設のいずれかとする。なお、併設の場合は、ユニット型を30床以上60床以下、従来型を30床以上とすること。また、『社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業』を行うこと。（(イ)についても同様に行うこと。）
- (イ) 短期入所者生活介護 10床以上20床以下
居室形態は従来型(多床室)、ユニット型のいずれかとすること。また、介護予防短期入所者生活介護も実施すること。
- (ウ) 居宅介護支援事業所
地域住民の介護に関する相談等にも対応すること。
- (エ) 地域交流スペース
地域住民との交流を図るため、運営法人主体でのイベントの開催や地域住民主体でのイベント開催への貸出等を行うこと。地域住民の誰もが気軽に集える・通える場となるよう工夫すること。

(2) その他併設事業

- ・介護サービス等を組み合わせることにより、「地域の介護サービスの拠点」となるよう併設事業をご提案ください。
- ・短期入所者生活介護及び居宅介護支援事業所以外の併設事業については、高齢者向け事業に限らず自由提案とします。ただし、下記「(3) 併設できない事業」については不可とします。ま

た併設可能な事業についても関係法令等により設置ができない場合もありますので、事前に関係各課へご相談ください。

- ・以下の施設を併設する場合、定員は以下のとおりとなります。

認知症対応型共同生活介護 18床（9床×2ユニット）

混合型特定施設入居者生活介護 30床

混合型特定施設入居者生活介護については、老人福祉法第29条の届出が必要となる有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の登録を行うサービス付き高齢者向け住宅を対象とします。

(3) 併設ができない事業

介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域密着型特定施設・軽費老人ホーム・養護老人ホーム

3. 募集要件

(1) 申請者要件

- ・社会福祉法第22条に規定されている社会福祉法人であること。または、社会福祉法人を含む共同提案。（共同提案の場合、社会福祉法人が代表法人として提案及び選定後の事業調整などのとりまとめを行うこと。なお、社会福祉法人が複数ある場合は1つの法人を代表法人として定めること。）
- ・法人として誠実に法人運営をしていること。
- ・介護保険法第86条第2項各号に該当しないこと。（社会福祉法人に限る。）
- ・介護サービス等を提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が確実であること。
- ・過去3年間、所管庁の監査等において、重大な指摘を受けていないこと。
- ・当該法人及び理事長（代表者）について、直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
- ・船橋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が、同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号に規定する暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(2) 資金に関する要件

- ・想定される年間事業費の12分の2以上に相当する運転資金及び1年分の土地賃料を自己資金として有していること。
- ・直近3期の決算において、いずれの期においても債務超過及び純損失を計上していないこと。
- ・「4. 主な土地契約条件」にある最低貸付料8,320,000円（年額）を上回る貸付料の提案をすること。

(3) その他

- ・各事業に当たっては、関係法令を遵守し必要な手続きを行うこと。
- ・利用者の意向に沿った安定した質の高いサービスを提供すること。
- ・地域住民との交流及び保健、福祉、医療機関等との連携を積極的に図ること。
- ・特別養護老人ホームの入所者決定にあたっては、市が定める入所指針に基づくこと。
- ・本市においては、居住費が低廉となる施設整備を目指しているため、利用者の負担に十分配慮した利用しやすい料金設定の提案とすること。
- ・介護サービス等を組み合わせることにより、様々な福祉ニーズに対応できる「地域の介護サービスの拠点」となる計画を提案すること。
- ・世代や立場を超えた交流の機会を積極的に作る等により、地域住民の誰もが気軽に集える・通える場を提供する計画を提案すること。

4. 主な土地契約条件

選定を受けた事業者は、主に次の条件により、市と借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する一般定期借地権の設定契約（以下、「本契約」という。）を書面により締結するものとします。（本契約のための合意書を締結後、公正証書によって契約を締結する予定です。）下記に定めのない事項については契約締結までに決定します。なお、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て設置運営事業者の負担とします。

| | |
|------|---|
| 使用目的 | 本件土地は、公募にて提案した事業の用地とするものとし、それ以外の用途に使用はできません。 |
| 存続期間 | <p><u>工事着手（2023年6月頃）～2073年度末までの50年以上</u>とします。</p> <p>※ 一般定期借地権設定契約のため、借地権の契約期間が満了したときは、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長はありませんが、本市の介護需要の状況などを総合的に勘案し、協議したうえで、貸付期間の満了日の翌日を始期とする新たな一般定期借地権設定契約（以下、「再契約」という。）を締結する場合があります。</p> <p>協議の結果、貸付期間の満了日までに再契約を締結しないこととなった場合には、設置運営事業者の責任及び費用負担において、建物を撤去し、更地にして市に返還する義務があります。なお、補助事業により取得した建築物等を撤去する場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき、建物の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を引いた年数）に応じ、補助金の一部返還が生じる場合がありますので、建物構造の検討における参考としてください。</p> |
| 貸付料 | 公募時に選定された設置運営事業者が提案した賃料とします。ただし、 <u>最低貸付料を下回る提案は認めないもの</u> とします。 また、なんらかの事情等で本件土地に変更があった場合は市との協議をもって |

| | |
|------------------|---|
| | 貸付料を変更する場合があります。 |
| 最低貸付料 | 8, 320, 000円 (年額) |
| 貸付料の改定 | <p>1 貸付料は、やむを得ない事情があると認められる場合には、貸付料の改定について協議できるものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、貸付料が土地価格の変動等により近隣の土地の貸付料と比較して著しく不相応となった場合又は貸し付け対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、市は貸付料を改定することがあります。</p> |
| 貸付料の納付 | 貸付料は、年1回払いとし、決められた指定日までに市が発行する納入通知書により、指定する金融機関に支払うこととします。 |
| 遅延損害金 | <p>納付期日までに貸付料が納付されない場合、設置運営事業者は、次の式に算定される遅延損害金を支払うこととします。</p> <p><算定式></p> <p>貸付料×本借地権設定契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（遅延損害金利率）×（遅延日数÷365）</p> |
| 引き渡し、登記 | 公正証書作成後、本件土地を現状有姿で設置運営事業者に引き渡します。また、一般定期借地権としての賃借権設定登記は行いません。 |
| 契約不適合事項 | 設置運営事業者は、本契約締結後に、本件土地に数量の不足その他契約不適合事項のあることが判明した場合でも、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。 |
| 使用方法の変更等 | 本件土地について、使用目的の変更等をしようとする場合には、あらかじめ変更する理由及び変更後の使用目的等を書面で市に提出し、その承諾を受けなければなりません。また、本件土地上に所在する本件建物及びその他工作物等について、改築等により現状の変更をしようとする場合には、同様にその承諾を受けなければなりません。 |
| 譲渡、転貸及び担保権の設定の禁止 | 市の書面による事前の承諾なしに、第三者に本件土地の賃借権を譲渡すること、又は本件借地権に担保権を設定することはできません。同様に、本件土地の全部又は一部を、第三者に転貸することができないものとします。 |
| 第三者への使用許可 | 市の書面による事前の承諾なしに、本件土地の全部又は一部を、第三者に使用させることができないものとします。 |
| 建物の譲渡及び賃貸 | 市の書面による事前の承諾なしに、本件建物の全部又は一部を、第三者に、譲渡又は賃貸してはいけません。 |
| 保全義務 | 設置運営事業者は、善良な管理者の注意をもって、本件土地の形状の維持保全に努めるものとします。この義務を怠ることにより、第三者に損害を与えた場合には、設置運営事業者がその賠償の責を負うものとします。 |
| 実地調査等 | 1 市は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、設置運営事業者に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考とな |

| | |
|-------------|--|
| | <p>るべき報告若しくは資料の提出を求めることができますものとしします。</p> <p>2 市は、契約期間における事業の運営について、その履行状況を確認するため、市が必要と認めるときは実地調査を行うことができるものとし、又、設置運営事業者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができますものとしします。</p> <p>3 設置運営事業者は、正当な理由なく前2項の規定による調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前2項の報告若しくは資料の提出を怠ってはいけません。</p> |
| 契約の解除 | <p>1 契約条件に定める義務を履行しない場合、市は相当期間を定めて催告のうえ、本契約を解除できるものとしします。</p> <p>2 設置運営事業者が本件土地を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、市は何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができるものとしします。</p> <p>(1) 市が介護保険法に基づく介護老人福祉施設の指定の取消または老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの認可の取消を行ったとき</p> <p>(2) 事業を継続することが困難であると認められるとき</p> <p>(3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められるとき</p> <p>3 第1項及び前項各号の規定により本契約が解除された場合も、これによって生じる損失の補償及び損害の賠償を市に求めることはできないものとしします。</p> <p>4 市は本件土地を国、地方公共団体その他公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、本契約解除することができるものとしします。</p> <p>5 前項の規定により契約が解除された場合においては、設置運営事業者は市に対し、解除によって生じた損失につきその補償を求めることができます。</p> |
| 建物の滅失 | 貸付期間中に、本件建物が滅失した場合、本契約の存続や事業継続等については、協議のうえ、対応を決定するものとしします。 |
| 不可抗力 | 天災地変若しくは事故等、市又は設置運営事業者の責に帰さない不可抗力等により、本件土地の使用が不可能となった場合は、協議のうえ、対応を決定するものとしします。 |
| 原状回復 | 設置運営事業者は、本件借地権の存続期間が満了するとき又は本契約が解除されたときは、自らの責任と費用により本件土地を協議の上回復し、市の指定する期日までに返還しなければなりません。 |
| 建物等買取請求権の放棄 | 設置運営事業者は、本件土地の明渡しに際し、建物、工作物又は造作等の買取りを市に請求することはできません。 |
| 違約金 | 設置運営事業者の都合等による契約期間満了前の解約や、義務違反により本契約を解除された場合は、市は設置運営事業者に請求できるものとしします。 |
| 損害賠償 | 設置運営事業者は、本契約に定める義務を履行しないため市に損害を与えたと |

| | |
|---------------|---|
| | きは、その損害を賠償しなければならないものとします。 |
| 許認可（指定）及び届出等 | 本件土地上の建物等を、特別養護老人ホーム等として使用するために必要な一切の許認可（指定）の取得及び届出等は、設置運営事業者の責任及び費用において行うものとします。 |
| 費用負担 | 本契約の締結及び履行に関する費用、その他契約に要する一切の費用（公正証書作成に要する費用等含む）、並びに設置運営事業者が本件土地上に建築し又は付加した建物、工作物又は造作等に対する固定資産税等の公租公課等は、全て設置運営事業者の負担とします。 |
| 禁止行為 | <p>自ら又は第三者をして、次に掲げる行為又は活動を行うことは一切禁止します。</p> <p>(1) 施設の運営に必要なない危険物又は悪臭若しくは煤煙を発生するものを扱い、又は風紀を乱すことその他の著しく近隣の迷惑となる行為を行うこと</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、又は選挙等において特定の政党や候補者を支援する行為又は活動を行うこと</p> <p>(3) 特定の宗教の教義を広め、信者を強化育成することを目的とする儀式行事を行う等の活動を行うこと</p> |
| 免責 | 天災地変若しくは事故等、市の責めに帰さない事由による損害について、市は何らその責任を負いません。 |
| 建物等の収去等に要する時間 | <p>建物等の収去等に要する期間については、本契約の満了日までに、協議のうえ決定するものとします。</p> <p>※建築物等の収去に要する期間…市有地上の建築物等を撤去し、更地にして市に返還する日まで。</p> |

5. スケジュール

| | |
|------------------------|---------------------------|
| 質問受付期日 | 令和4年6月24日（金）午後5時まで |
| 質問回答期日 | 令和4年7月1日（金）以降 ホームページに掲載 |
| 整備計画提案書提出 | 令和4年8月16日（火）～令和4年8月18日（木） |
| 選定委員会（書類審査） ※1 | 令和4年10月以降 |
| 選定委員会 （ヒアリング）※1 | 令和4年10月以降 |
| 選定委員会結果通知 （事前協議先決定） | 選定委員会終了後2ヵ月以内 |
| 審査会 ※2 審査会結果通知 | 令和5年4月以降 |

※1 船橋市市有地における介護保険施設等選定委員会

※2 船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会

6. 補助金

- ・特別養護老人ホーム 450万円×定員分
- ・ショートステイ 370万円×定員分

この金額は、船橋市高齢者福祉施設整備費補助金の交付に関する要綱による本要項発行時点での補助単価であるため、今後変更される場合があります。

- ・補助は、船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会において、社会福祉施設の整備に関する適格性等の総合的な審査に基づき、可否の決定を行います。
- ・補助内示については、審査会が終了後、市より通知します。
- ・船橋市高齢者福祉施設整備費補助金の交付に関する要綱に基づいて補助を行います。
- ・補助金の交付を受けて整備を行う場合は、市による補助内示決定前に施設整備に着手することができません。
- ・事業を行うために締結する契約について、一般競争入札に付するなど市が行う契約に準拠する必要があり、適正な経費執行が求められます。
- ・補助手続きの詳細については、選定事業者に対し別途案内します。

7. 応募に必要な書類

・下記書類をA4ファイルに調製し、正・副各1部（合計2部）提出して下さい。なお、図面はA3、その他書類はA4で提出して下さい。

・書類の調製方法は別紙1を参照して下さい。

| NO | 提出書類 | 様式 |
|----|---|-----------|
| 1 | 特別養護老人ホーム等整備計画提案書 | 様式1-1 |
| 2 | 誓約書 | 様式1-2 |
| 3 | 事業者の概要 | 様式1-3 |
| 4 | 定款 | |
| 5 | 法人登記簿の全部事項証明書原本（3か月以内） | |
| 6 | 法人印鑑証明書原本（3か月以内） | |
| 7 | 直近3年分の決算書（資金収支、事業活動収支、貸借対照表等） | |
| 8 | 直近3年度分の指導監査の写し（必須事業及び併設事業に係るもの） | |
| 9 | 直近1年間の法人及び理事長にかかる納税証明書又は滞納がないことが分かる証明書 | |
| 10 | 理事長（代表者）履歴書 | 任意 |
| 11 | 管理者（予定者）履歴書 | 任意 |
| 12 | 法人の役員・評議員一覧兼同意書 | 様式2 |
| 13 | 建物配置図 | 任意 |
| 14 | 平面図（ユニット型の場合は、別紙2を参照のうえ、計画して下さい。） | 任意 |
| 15 | 立面図（東西南北） | 任意 |
| 16 | 居室面積等一覧表 | 様式3 |
| 17 | 資金計画書・収支シミュレーション（5年分）等 資金計画に係る添付書類 【自己資金】自己資金を確認できる預金残高証明書 （複数枚になる場合は、総合計が分かるようにすること） 【寄付金】 贈与確約書 ○贈与者が個人の場合 ・身分証明書・履歴書・印鑑登録証明書・預金残高証明書 ・市町村民税課税証明書（直近3年度分） ○贈与者が法人の場合 ・法人理事会等における議事録の写し・定款の写し ・法人印鑑登録証明書・法人決算書の写し（直近3年度分） ・法人税申告書（直近3年度分）・預金残高証明書 | 様式4-1～4-6 |
| 18 | 賃料算出の根拠 | 任意 |
| 19 | 工程表 | 任意 |
| 20 | 直近3年度分の常勤の職員採用数（新卒採用者数も明記）、退職者数及び各年度4月1日時点の平均在職年数（特養に係るもの）が年度ごとにわかるもの | 任意 |
| 21 | 提案事項1～16 | 様式5 |
| 22 | 関係法令等に係る各担当課との相談状況について | 様式6 |

※写しを提出する場合は正本のみ原本証明が必要です。

※提案事項に別添資料参照と記載し、法人のマニュアル等をそのまま添付することは認めません。

※共同提案の場合は、上記2～10、12、17及び20については各法人で作成してください。

またファイルは法人毎ではなく1冊にまとめてください。

8. 提出期間及び場所、方法等

- ・令和4年8月16日（火）～令和4年8月18日（木） 10時～16時まで。
- ・船橋市役所2階高齢者福祉課まで、事前連絡の上、来庁日時を予約後、直接持参。
- ・郵送提出不可。

※開設を希望する事業者が来庁し提出すること。

※申込期間以降の差替え、再提出等は出来ません。

9. 選定

(1) 船橋市市有地における介護保険施設等選定委員会において協議優先順位を決定

- ・事業者の選定を公平かつ適正に実施するために、有識者等により構成される船橋市市有地における介護保険施設等選定委員会により審査を行います。
- ・委員会では、提出された書類の審査及びヒアリング審査を評価基準（別紙3）に照らし合わせそれぞれで審査を行います。
- ・分かりにくい、正確に記載されていない等の事項については、適切に評価されない場合がありますので、具体的で分かりやすい記載に努めてください。
- ・書類審査では、評価基準大項目ごとの配点の6割をボーダーラインとし、選定委員における採点の平均点がボーダーラインに満たない場合にはヒアリング審査に進めません。
- ・本審査では以下について順位による加点があります。なお、記載のない順位につきまして加点はありません。

① 従来型の床数

従来型の床数が多い事業者から加点（床数が同数の場合は、特別養護老人ホームの総床数が多い事業者を上位とする。それでも同数の場合は同位とする。）

② 賃料

提案賃料の高い事業者から加点（同額の場合は同位とする。）

各審査項目による加点

| | 順位 | | | | |
|---|----|----|----|----|----|
| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
| ① | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| ② | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |

・順位付けの判定については、書類審査及びヒアリング審査をもとに、(例)の通り委員毎に審査の採点結果に順位を付し、各委員が付した順位の数字を合計した数値(以下「順位点」という。)の小さい者から上位とします。

(例)

| 事業者 委員 | A事業者 | | B事業者 | | C事業者 | |
|-----------|------|----|------|----|------|----|
| | 評価点 | 順位 | 評価点 | 順位 | 評価点 | 順位 |
| I委員 | 350点 | 2位 | 360点 | 1位 | 345点 | 3位 |
| II委員 | 340点 | 2位 | 330点 | 3位 | 355点 | 1位 |
| III委員 | 360点 | 1位 | 320点 | 3位 | 330点 | 2位 |
| VI委員 | 340点 | 3位 | 350点 | 2位 | 355点 | 1位 |
| 順位点計 | | 8点 | | 9点 | | 7点 |
| 審査順位 | | 2位 | | 3位 | | 1位 |

順位点の最も小さいC事業者が最適候補者、A事業者が次点者、B事業者が第3順位者となります。順位点が同点の場合は、1位の獲得数が多い事業者を上位とします。なお、1位の獲得数が同数の場合は、順に2位、3位と獲得数の多い事業者から上位とします。また、それらの獲得も同数の場合には委員の付した点数の合計点が多い事業者を上位とする事とします。

・審査結果については、応募のあったすべての事業者に選定委員会終了後2ヵ月以内に、書面にて通知します。審査の結果、「協議優先者なし」の場合もあります。

・協議優先者となった事業者は、関係法令等を基に、今回の申請内容に基づいた詳細な事業計画を作成し、本市及び関係機関との協議を行います。

・必要な許認可が取得できない等の理由により協議が成立しない等の場合には協議不調とし、次順位の事業者と協議を行うものとします。

(2) 船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会において整備事業者を決定

・開発手続き等に係る協議終了後、「船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会」において、法人認可及び施設整備に関する適格性等を総合的に審査し、最終的な整備事業者の決定を行います。

・審査会に諮った事業者には結果を通知します。

10. 注意事項

- ・応募者はこの要項に記載の一切の事項を承諾したものとみなします。
- ・提出書類の返却は行いません。
- ・提出に際し必要な費用、選定結果に伴い発生する費用は応募者の負担となります。
- ・1事業者が応募できる計画は1計画に限ります。(共同提案者も1計画に限ります。)

- ・必要に応じ書類内容等の確認のため、ヒアリングや書類の追加提出等を求める場合があります。
- ・市で受理した書類は公文書となります。このため、船橋市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。
- ・船橋市市有地における介護保険施設等選定委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合、応募は無効とします。
- ・虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合、応募は無効とします。
- ・書類提出後、辞退する場合は辞退する旨を書面（様式任意）にて提出して下さい。
- ・選定された事業者は市のホームページ上で公開します。
- ・今回の応募した提案内容を選定後に変更することは、原則として認めませんので、計画内容を十分精査の上応募して下さい。なお、評価項目に係る内容の変更については、失格となる場合があります。
- ・選定に係る問い合わせは受け付けません。
- ・問い合わせ及び公募書類の請求は、運営を希望する法人以外からは受け付けないものとします。
- ・設計業者を代理人にすることは認めません。
- ・本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合、施設建築に係る関係省令等に抵触するなど明らかに整備が不可能であると市が判断した場合には、協議を打ち切るものとします。
- ・本公募要項9により協議優先者となった場合には、社会福祉法人設立・社会福祉施設等施設整備協議書を別に指定する期日までに提出する必要があります。
- ・本公募による選定は、老人福祉法に基づく設置認可及び介護保険法に基づく指定等が確定するものではありません。
- ・整備事業者となった者は、事業開始に先立ち老人福祉法に基づく設置認可及び介護保険法に基づく指定等を受ける必要があります。
- ・併設事業については、各関係機関と事前相談を十分行った上で応募してください。
- ・施設の建設や運営が円滑に行われる必要がありますので、近隣町内会や自治会を始め施設整備予定地の地域住民の方々に対しては、十分な説明を行ってください。

1 1. 関係法令等

- ・社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）
- ・老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）
- ・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
- ・船橋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成24年12月28日 船橋市条例第53号）
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について
（平成12年3月17日 老発第214号）

- ・船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年12月28日 船橋市条例第58号)
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成12年3月17日 老企第43号)
- ・都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等の関連する法令等の基準を満たしていること。
- ・その他、関係法令、船橋市の条例、規則、指導等を遵守すること。

12. 質問について

- ・申請書類及びヒアリングに関する質問の受付は開設を希望する事業者からの電子メールのみとします。
- ・令和4年6月24日(金)午後5時までに受信したすべての質問について、その質問と質問に対する回答を令和4年7月1日(金)以降に船橋市役所ホームページ上で公開します。回答は本募集要項の追加、又は訂正とみなします。
- ・なお、公正を期すため窓口、電話等での個別の質問には一切お答えしません。また期限後の質問は受けません。※E-mail : koreishafukushi@city.funabashi.lg.jp

「お問い合わせ・連絡先」

船橋市健康福祉局健康・高齢部
高齢者福祉課施設整備係

〒273-8501

船橋市湊町2-10-25

TEL047-436-2353 FAX047-436-2350

E-mail:koreishafukushi@city.funabashi.lg.jp